

みよし市農業委員会だより

令和8年1月発行

第16号

●市へ農業施策に関する意見書を提出しました

令和8年1月7日、各地域や農業者の意見をまとめた「農業施策に関する意見書」を市長へ提出しました。
意見の内容として、「担い手への農地の集積・集約化」「兼業農家・專業農家の農業経営施策支援」「その他農業に関すること」を3つの柱とした全16件の具体的な意見を提出しています。

無秩序な開発により農業生産性が低下している現状を踏まえ、農業を守るためにいう観点で市長と意見交換を行いました。また、農業をしていくうえでの現場レベルの悩みを知つていただける機会となりました。

農業委員会としては、本意見が市の農業施策に少しでも良い影響を与えることを願い、今後のみよし市の農政を見守つていきたいと考えています。



●会長あいさつ



みよし市農業委員会
会長 岩田 信男

日頃は、みよし市の農業委員会活動に御理解・御協力を頂き、誠にありがとうございます。昨年度から続いている米価の高騰は收まらず、水稻を題材とした報道を目に見る機会が多くあり、ここ数年の中でも農業や農政への注目度は高まっているのではないかでしょうか。

本年度、農業委員会として、各地域や農業者の意見を取りまとめ、安心して営農できる環境をつくるため「農業施策に関する意見書」を市長へ提出しました。依然として農業者を取り巻く環境は厳しいものですが、少しでも農業を続けやすい環境を整備していくため、市農政部局との意見交換を続けて参ります。

近年、農地所有者の高齢化や相続人に耕作能力がないことから土地活用の関心が高まりつつあります。しかししながら農地の権利移動・設定や農地以外の目的での利用（転用）、田畠転換等には所定の手続きが必要です。手続きを経ず行つた契約は無効であり、場合によつては法律により罰せられる可能性があります。

手続きの方法について詳しくはみよし市農業委員会事務局（市役所4階）窓口又は地元の農業委員・農地利用最適化推進委員へお尋ねください。

●各種法律に基づく手続きについて